

社団法人日本超音波医学会役員報酬・退職金に関する規程

(平成14年12月20日制定)

(総則)

第1条 この規程は、定款第12条(役員)に関して必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第2条 この法人の役員(理事及び監事)は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

附則

この規程は、平成14年12月20日から施行する。